



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば

## 目次

### ● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 令和3年度「算定基礎届」の提出について ……2
- 算定基礎届等の記入・提出時の注意事項 ……2-3

### ● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 特定保健指導を受けましょう！ ……4
- 傷病手当金・出産手当金申請時の記入漏れにご注意！ ……5

### ● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 契約保養所のご案内 ……6
- 蓮沼ウォーターガーデン割引券を配付しています ……7

#### 補助券(割引券)ご利用に際してのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、各施設では様々な対策がとられています。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ → <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

## ● 日本年金機構からのお知らせ ●

## 令和3年度「算定基礎届」の提出のお願い

厚生年金保険および健康保険では、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

つきましては、算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、**令和3年度から「被保険者報酬月額算定基礎届総括表」は廃止されましたので提出不要です。**

提出期間	令和3年7月1日（木）～7月12日（月）まで
提出方法	電子申請または東京広域事務センターへ郵送
照会先	年金加入者ダイヤル（0570-007-123） 050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6837-2913 〈受付時間〉月～金曜日 午前8：30～午後7：00 第2土曜日 午前9：30～午後4：00 第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日はご利用いただけません。

## 算定基礎届等の記入・提出時の注意事項

## 1. 算定基礎届の提出が不要な場合

以下の(1)～(3)のいずれかに該当する被保険者については、算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 令和3年6月1日以降の資格取得者
- (2) 令和3年6月30日以前の退職者
- (3) 令和3年7月、8月、9月随時改定の月額変更対象者
  - ・「電子申請」または「電子媒体」による提出の場合は、月額変更対象者を除いて作成してください。
  - ・「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「月額変更予定」を○で囲んでください。
  - ・4月昇給（降給）に伴う7月随時改定者は、月額変更届をご提出ください。
  - ・5月昇給（降給）に伴い8月に月額変更を予定している方は、5月、6月、7月の給与により月額変更が行われるか確定しますので、確定後速やかに月額変更届をご提出ください。また、6月昇給（降給）に伴い9月に月額変更を予定している方は、6月、7月、8月の給与により月額変更が行われるか確定しますので、確定後速やかに月額変更届をご提出ください。
  - ・8月または9月の月額変更に不該当であることが判明した被保険者は、速やかに算定基礎届をご提出ください。

## 2. 70歳以上の届出

以下の(1)~(3)のすべてに該当する者がいる場合は、「70歳以上被用者算定基礎届」の提出が必要です。

- (1)70歳以上
- (2)過去に厚生年金保険の被保険者期間がある
- (3)事業所で常時使用されている

「電子申請」「電子媒体」で申請する場合は、備考欄の「70歳以上被用者算定」をチェックし、個人番号を入力してください。「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「パート」を○で囲み、個人番号を記入してください。

## 3. 支払い基礎日数が17日未満の月の取扱い

標準報酬月額は4, 5, 6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数(報酬の支払対象となった日数)がそれぞれ17日(※)以上あることが要件です。支払基礎日数が17日未満の月の報酬月額は「算定基礎届」の報酬月額の総計および平均額の計算に入れしないでください。

(※) 国・地方公共団体および特定(任意特定)適用事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。

## 4. 4分の3以上勤務者(パートタイマー等)の取扱い

- 「電子申請」「電子媒体」で申請する場合は、備考欄の「パート」をチェックしてください。「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「パート」を○で囲んでください。
- 支払基礎日数が17日以上のある月がある場合には、17日以上ある月の報酬月額の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均額を出してください。
- 支払基礎日数がすべて17日未満であるが15日以上のある月がある場合は、15日以上17日未満の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均を出してください。
- 支払基礎日数がすべて15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で決定するため、「届出用紙」で提出する際には、「⑭総計」欄と「⑮平均額」は記入しないでください。

## 5. その他の注意事項

- 算定基礎届の提出にあたり、賃金台帳などの関係帳簿を提示していただく場合があります。
- 標準報酬月額が決定または改定された場合は、必ず被保険者本人に通知してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一昨年まで実施していた算定基礎届事務説明会は今年度も実施いたしません。現在、算定基礎届の作成に関する動画や資料を日本年金機構ホームページに掲載していますので、そちらをご覧くださいませうお願いいたします。

# 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

## 従業員の皆様の健康維持・増進のため 特定保健指導を受けましょう！

### 特定保健指導とは？

健康管理の専門家である保健師・管理栄養士がサポートする、生活習慣改善のためのプログラムです。健診結果に基づき、メタボリックシンドローム※のリスクのある方に無料で実施しています。

※メタボリックシンドロームとは内臓脂肪症候群のことで、**心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病**など、生活習慣病の要因の一つです。

### 特定保健指導の流れ

健診受診後、ご本人様に  
健診結果が届く。



#### POINT

健診日当日に特定保健指導を受けられる健診機関もあります。健診の待ち時間に受けられますので、後日、事業所様に日程調整をしていただく負担が減ります。

健診受診から2~3か月を目途に、  
事業所様あてに「保健指導のご案内」が届きます。

※保健指導実施機関によって案内方法が異なる場合があります。



#### 動機付け支援の方



初回面談

3か月  
以上  
経過後

達成状況の  
確認

#### 積極的支援の方



初回面談



経過の確認

3か月  
以上  
経過後

達成状況の  
確認

### 事業主ご担当者様へのお願い

- 対象となった従業員様が特定保健指導を受けられるよう、日程調整・面談場所の確保等にご協力をお願いします。
- 面談後は協会けんぽもしくは保健指導実施機関の保健師等から、取組状況などを伺うために、事業所様を通じて対象となった従業員様に電話や手紙などでご連絡する場合があります。お取次ぎ等のご協力をお願いします。

### 特定健診受診券についてのお知らせ

40歳以上の被扶養者様に特定健診受診券を被保険者の住所あてにお送りしていますが、住所変更等により届かない場合があります。不着の場合、事業所様あてに順次再送していますので、届きましたら被保険者様にお渡しください。

お問い合わせ先

☎043-308-0525 (健診・特定保健指導専用ダイヤル)

# 傷病手当金、出産手当金申請時の 記入漏れにご注意！

傷病手当金・出産手当金の申請時の「事業主が証明するところ」には、申請期間を含んだ賃金計算期間の勤務状況と賃金支給状況を**すべてご記入のうえ**、ご提出ください。

### 記入例

申請期間：令和3年5月10日～令和3年5月20日  
賃金締日：月末締め（末日締め）

被保険者氏名 協会 太郎		勤務状況 【出勤は○】で、【有給休暇は△】で、【公休は公】で、【欠勤は/】でそれぞれ表示してください。		出勤	有給
1.平成 2.令和		年	月	日	日
2		0	3	0	5
計				0	0
1		2	3	4	5
16		17	18	19	20
計					
1		2	3	4	5
16		17	18	19	20
計					
上記の期間に対して、賃金を支給しました（します）か？		給与の種類		賃金計算	
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 歩合給 <input type="checkbox"/> 日給月給 <input type="checkbox"/> その他		締日 31日	
				支払日 2.1.当月 1.6日	
上記の期間を含む賃金計算期間の賃金支給状況をご記入ください。					
期間	単価	05月01日～			
区分		05月31日分			
		支給額	支給額	支給額	
基本給	170000	20000			
通勤手当	10000	10000			
扶養手当	20000	20000			
手当					
手当					
手当					
現物給与					
計	200000	50000			
賃金計算方法（欠勤控除計算方法等）についてご記入ください。					
基本給：欠勤控除あり 170,000÷17(所定労働日数)×15(欠勤)≒150,000円					
通勤手当：欠勤控除なし					
扶養手当：欠勤控除なし					
担当者氏名 健保 花子					
上記のとおり相違ないことを証明します。					
事業所所在地 〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇丁目〇番地		2.平成 030601			
事業所名称 株式会社 健康保険					
事業主氏名 代表取締役 健保 一郎		電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			

**勤務状況**  
賃金計算期間<sup>※</sup>の締日までの状況をご記入ください。

**賃金支給状況**  
賃金計算期間<sup>※</sup>の締日までの状況をご記入ください。

※申請期間と同じ「令和3年5月10日～令和3年5月20日」ではありません。



賃金の支給・出勤のない場合でも、必ずその旨をご記入ください。

特に「事業主が証明するところ」の証明日や賃金の単価の記入漏れが多いです。出勤簿（タイムカード）や賃金台帳などのコピーを添付されても、「事業主が証明するところ」が未記入または不足している場合は被保険者様（申請者）へお返ししてご記入をお願いすることがあります。

申請について、詳細は協会けんぽのホームページをご確認ください。

### 傷病手当金



### 出産手当金



## 全国健康保険協会 千葉支部

協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階



043-308-0521 (代表)



お手続きは郵送をご利用ください



協会けんぽ 千葉 検索



メールマガジン配信中!

無料

健康保険や健康づくりのタイムリーな情報をお届けします。

### 登録方法

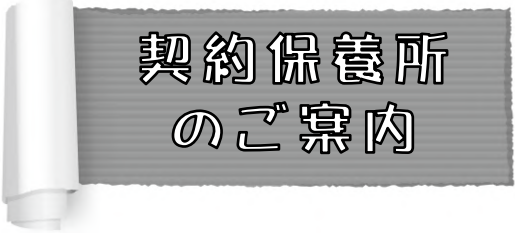
- 1 ご登録画面にアクセス
- 2 “新規登録”をクリック
- 3 メールアドレス等を入力し、登録

ご登録はコチラ



## 千葉県社会保険協会 からのお知らせ

## 被保険者等の健康保持増進事業



## 契約保養所 のご案内

当協会の契約保養所  
に会員事業所の被保険者様および  
被扶養者様(小学生以上)がご利用された場合

**一人一泊につき 1,000 円の助成**を行っています

## ●鴨川シーワールドホテル (千葉県鴨川市)

☎ 04-7092-2121

<http://www.kamogawa-seaworld.jp/hotel>

## ●箱根嶺南荘 (神奈川県・箱根町大平台)

☎ 0460-82-2898

<https://www.sempos.or.jp/hakone>

## ●やいづマリンパレス (静岡県焼津市)

☎ 054-629-1011

<https://www.sempos.or.jp/yaizu>

## ●ヘルシーパル赤城 (群馬県渋川市)

☎ 0279-56-3030

<http://www.helpal-akagi.com>

## ●鳴子やすらぎ荘 (宮城県・鳴子温泉)

☎ 0229-87-2121

<https://www.sempos.or.jp/naruko>

## ●サンポートみさき (神奈川県三浦市)

☎ 046-882-2900

<https://www.sempos.or.jp/misaki>

## 申込方法

- ・各契約施設に直接、**電話にて**ご予約ください。
  - ・予約完了後、「保養所利用申込書」の所要事項をご記入のうえ、当協会にご送付ください。
  - ・受付後、当協会から「利用案内書」を送付いたしますので、ご利用日に宿泊施設にお渡しください。
- ※鴨川シーワールドホテルのみインターネットで宿泊予約をすることができます。

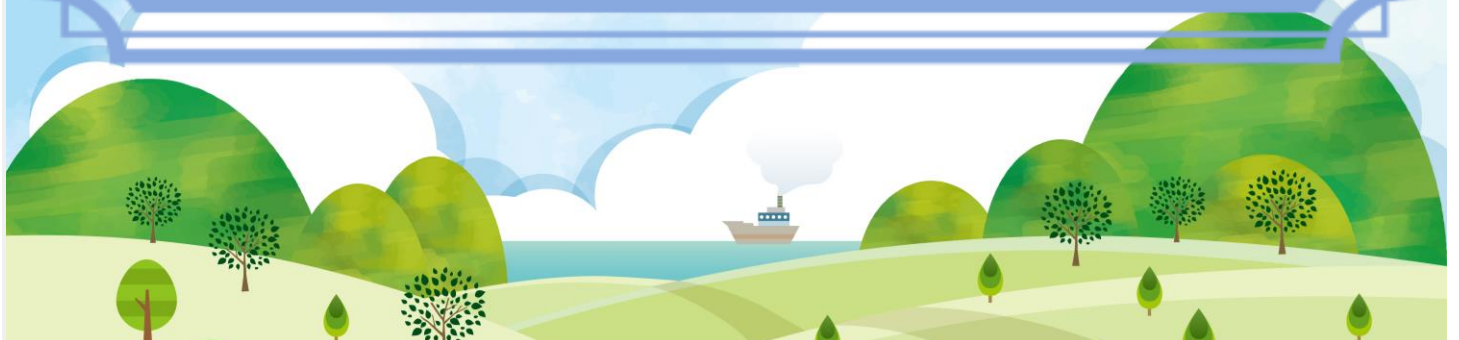
なお、**施設の公式ホームページサイトからの予約のみが助成対象となります。**

施設以外のインターネットでのお申し込み・事前決済した場合には助成対象外となります。

※「保養所利用申込書」の送付、用紙請求は当協会までお寄せください。

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 一般財団法人 千葉県社会保険協会  
問合せ ☎ 043-233-3971

**新型コロナウイルス感染防止対策による各施設でのご利用の際のお願い事項（検温やマスク着用等）について、ホームページ等でご確認のうえ、ご予約・ご利用くださいますようお願いいたします。**



## 入園割引券を配付しています

## 九十九里「蓮沼ウォーターガーデン」

山武市蓮沼の「蓮沼ウォーターガーデン」の入園割引券を当協会会員事業所の被保険者様と被扶養者様に配付しています。ご活用ください。



## 営業期間

令和3年7月10日(土)～9月20日(月・祝)

※7/12(月)～16(金)、7/19(月)～21(水)、9月の平日は休園



## 営業時間

午前9時～午後5時(最終入園は午後3時まで)

※悪天候時は休園となる場合もありますので、お出かけ前に施設に直接お問い合わせください。

蓮沼ウォーターガーデン ☎0475-86-3171 HP→ <http://watergarden.hasunuma.co.jp/>



今年度も新型コロナウイルス感染予防と拡大防止策を実施しての営業が予想されます。

お出かけ前に、HP等で必ず施設の最新情報をご確認くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

## ～蓮沼ウォーターガーデン入園割引券～



種別	一般料金	利用者負担
大人(18歳以上)	1,730円	1,200円
高校生	1,010円	700円
小・中学生	400円	160円
幼児(4歳～未就学児)	200円	80円

※現地窓口にて年齢確認が可能な身分証明書をご提示いただく場合がございます。ご了承ください。

## 申込方法

下記申込書に必要事項を記入し返信用封筒(送付先明記および94円切手貼付)を必ずご同封のうえ下記申込先まで郵送にてお申込みください。

※注1：原則1事業所各券15枚までとさせていただきます。

※注2：割引券がなくなり次第、配付終了とさせていただきます。ご了承ください。

## 申込資格

千葉県社会保険協会会員事業所の被保険者の方とそのご家族

## 申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 千葉県社会保険協会 ウォーターガーデン割引券係

※コピーしてお申込みください

## 蓮沼ウォーターガーデン割引券申込書

種別 ※枚数に ご注意ください	大人	枚
	高校生	枚
	小・中学生	枚
	幼児	枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

T E L